

令和6年9月12日

公益社団法人静岡県建築士会会長 様

静岡県くらし・環境部
建築住宅局建築安全推進課長
(公印省略)

令和6年度違反建築防止週間の実施について

日頃より、県の建築行政に御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、国土交通省及び県内各特定行政庁においては、建築基準法令の違反建築物の発生予防、是正対策に努めております。

その一環として、毎年「違反建築防止週間」を設定しており、本年度も下記のとおりを実施することになりました。

については、貴会員への周知・協力についての御配慮をお願いするとともに、違反建築物の発生の未然防止の観点から、ポスターの掲示による啓発活動に御協力いただくようお願いいたします。

記

- 1 実施期間 令和6年10月15日（火）から令和6年10月21日（月）までを基本とする
- 2 実施内容 一斉パトロールの実施
電話等による督促 等
- 3 重点対象建築物
 - ・ 過去に重大な人的被害を伴う火災の発生があった建築物等（簡易宿所、病院・診療所、ホテル・旅館、グループホーム、有料老人ホーム、個室ビデオ店等）
 - ・ 中間、完了検査申請の未提出物件
 - ・ 工事監理者の未選定の物件

担 当： 建築安全班 望月
電話番号：054-221-3079